

令和07年度 第4回 葛飾警察署協議会 議事概要

開催日時 令和08年03月10日 午後04時00分～午後05時15分

開催場所 葛飾警察署 講堂
出席者 協議会委員 8名
署長ほか 3名

内容

会議に先立ち、警備課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 警視庁採用試験の現状と当署の取組について
- 2 遺失届オンライン申請の推進について
- 3 「令和8年春の全国交通安全運動」の推進について
- 4 取締り活動ガイドラインの見直しについて
- 5 令和7年中の特殊詐欺被害発生状況等について
- 6 暴力団対策について
- 7 年末年始における町会等と連携した合同パトロールをはじめとする各種広報啓発活動の実施結果について

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
災害対策について
(1) 首都直下地震発生に伴う被害予想等
(2) 大規模水害対策について
ア 葛飾区を含む海拔ゼロメートル地帯の浸水リスク等
イ 葛飾区水害ハザードマップの活用等
(3) 災害発生時の警察の任務
ア 警備要員の招集及び情報収集による被害状況の把握
イ 交通規制による緊急自動車専用路の確保
ウ 避難誘導、救出救助、行方不明者の搜索及び遺体の身元確認
エ 空き巣等の便乗犯罪に対する警戒活動等
(4) 三助(自助、共助、公助)の重要性と推進状況について
ア 地域住民の防災意識高揚による自助、共助の働きかけ
イ 各種訓練を通じた即応能力の向上
ウ 事業者等との災害時協定の締結
エ 日頃の備えについて(パンフレット「地震のときはこうしよう!」の説明)
- 2 協議会からの意見要望等
(1) 葛飾区ならではの災害リスクについて認識が深まった。今後も広報啓発活動を推進してもらいたい。
(2) 町会における防災訓練は、消火活動がメインとなっていたが、今後は水害対策を重視した訓練も取り入れていきたい。
(3) 寝たきりや車椅子利用者等について、エレベーターが使用できなくなることを想定し、担架を使用した避難訓練をもっと取り入れるべきだと思う。

[その他の意見要望等]

なし

その他

なし

令和07年度 第3回 葛飾警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年12月02日 午後03時30分～午後04時40分

開催場所	葛飾警察署 講堂	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 2名
------	----------	-----	---------------------

内 容

[業務説明]

- 1 署員の気力・体力の錬磨に向けた取組みについて
 - (1) 警察術科(柔道、剣道、合気道、逮捕術)の訓練状況
 - (2) 令和8年葛飾警察署武道始式の開催案内
- 2 遺失物業務について
「警視庁行政手続オンラインシステム」の周知に向けた広報活動推進
- 3 「令和7年冬のTOKYO交通安全キャンペーン」の実施について
 - (1) 交通事故抑止及び交通渋滞解消の推進
 - (2) 路上寝込みの交通事故防止キャンペーンの実施
 - (3) 飲食店に対する飲酒運転撲滅キャンペーンの実施
- 4 各種警備活動について
 - (1) 葛飾区長・区議会議員選挙関連警備の実施
 - (2) バス内でのテロ事案を想定した事業者との合同訓練の実施
- 5 人身安全関連事案の発生状況について
- 6 前回の諮問事項に対する取組結果
 - (1) 令和7年秋の全国交通安全運動の推進結果
 - (2) 令和7年全国地域安全運動の推進結果
- 7 協議会からの意見要望の取組結果について
特殊詐欺等に対する高齢者の警戒心は薄く、インターホンが鳴ればすぐにドアを開ける人が多い。被害防止に必要な情報をもっと発信してもらいたい。
【回答】急増している手口等の説明を盛り込んだ防犯講話や戸別訪問等、被害防止に向けた取組の実施状況について説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
年末年始における関係機関・団体、町会等と連携した防犯対策について
 - (1) 都民生活の安全と平穩の確保に向けた各種対策の具体的推進方策
 - (2) 町会等と連携した防犯対策の推進と地域住民に寄り添う活動の推進
町会・自治会等との合同パトロールの実施等
 - (3) 金融機関やコンビニ店に対する強盗・特殊詐欺被害に関する防犯指導の推進
高額引き出し・送金、電子マネーカード購入者に対する注意喚起と警察への連絡等、被害防止対策の協力依頼
 - (4) 管下一斉警戒の実施について
- 2 協議会からの意見要望等
町会で「子どもパトロール隊」を結成して子供達を薄暮時間帯等のパトロールに参加させているが、早いうちから防犯意識を醸成できると住民から好感触を得られている。警察官の同行があれば、より効果的であると思うので、積極的に協力していただきたい。

[その他の意見要望等]

- 1 高齢者の交通人身事故が増えており、特に出会い頭での接触や車両に巻き込まれるケースが多いとの説明を受け、安全確認の大切さが分かった。
- 2 「区民のつどい」に幅広い年齢層の方が大勢参加したと聞き、広報啓発活動が効果

的に推進されていることを実感した。

その他

令和7年度第4回協議会は、3月開催予定

令和07年度 第2回 葛飾警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年09月17日 午後03時00分～午後04時30分

開催場所 葛飾警察署 講堂
出席者 協議会委員 9名
署長ほか 2名

内 容

[業務説明]

- 1 犯罪被害者支援について
- 2 遺失物業務について
 - (1) 令和6年中の遺失物受理状況
 - (2) 「警視庁行政手続オンライン」による遺失届の提出
- 3 災害対策について
 - (1) 大規模地震発生を想定した震災警備総合訓練の実施
 - (2) 交通機関の麻痺を想定した署員による参集訓練の実施
- 4 職務質問強化月間の推進について
 - (1) 当署における推進重点
 - (2) 110番通報の受理状況
- 5 協議会からの意見要望の取組結果について
 道路交通法改正による自転車の新ルールや取締りについて、資料等を用意して分かりやすく説明してもらいたい。
【取組】 自転車に対する交通反則通告制度の適用について、資料を用いて説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 秋の全国交通安全運動の推進について
 - ア 当署における具体的取組内容等
 - (ア) 町会との協働による飲食店に対する飲酒運転撲滅キャンペーンの実施
 - (イ) 自動車教習所との合同交通安全教室の開催
 - (ウ) 体験型交通安全教育「葛飾交通安全フェスティバル」の実施
 - イ 当署管内の交通事故発生状況
 - (2) 全国地域安全運動の推進について
 - ア 当署における具体的取組内容等
 - (ア) 特殊詐欺被害防止等に向けた「葛飾区民地域安全のつどい」の開催
 - (イ) 防犯キャンペーン等、各種広報啓発活動の実施
 - イ 当署管内の特殊詐欺被害発生及び検挙状況
 - ウ 急増している手口等
 - (ア) 警察官をかたりLINE等のビデオ通話に誘導して現金を詐取する手口
 - (イ) 暗号資産口座利用とマネーロンダリングによる被疑者特定を困難にする手口
- 2 協議会からの意見要望等
 - (1) 自転車の交通違反を目にすることが多い。自転車の通行に関する広報啓発活動を今後も推進してもらいたい。
 - (2) 警視庁交通部の「自転車の正しい乗り方」等の広報パンフレットは理解しやすいので、町会でも紹介していきたい。
 - (3) 秋の全国交通安全運動期間中は、町会でも積極的に自転車に対する声掛けを行いたい。
 - (4) 特殊詐欺等に対する高齢者の警戒心は薄く、インターホンが鳴ればすぐにドアを開ける人が多い。被害防止に必要な情報をもっと発信してもらいたい。
 - (5) 悪質業者の訪問販売をよく見かけるが、「被害がなくても不審だったり不安を覚えたりした場合には通報してほしい」との話を聞いて安心した。

[その他の意見要望等]

なし

その他	<ol style="list-style-type: none">1 会議前に交通総務課作成の教養DVD「ヘルメットに救われた命」を視聴した。2 令和7年度第3回協議会は、12月開催予定

令和07年度 第1回 葛飾警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年06月04日 午後02時00分～午後04時50分

開催場所	葛飾警察署 講堂	出席者	協議会委員 9名 署長ほか 2名
------	----------	-----	---------------------

内 容

[業務説明]

- 1 協議会からの意見要望の取組結果について
狭い道路を多数の大型トラックが通行する場所や多数の違法駐車車両が停まっている場所があるため、対策を講じてほしい。

【取組】

- (1) 指導取締りの強化
 - (2) 広報啓発活動の推進
- 2 交通事故発生状況と交通事故防止対策
 - (1) 交通人身事故の発生状況について
 - (2) 自転車、高齢者が関与する交通事故の増加について
 - (3) トラックストップ作戦をはじめとする各種交通事故防止対策について
 - 3 特殊詐欺被害の発生状況等
 - (1) 認知件数と被害額の増加について
 - (2) 警察官かたり等、最近の特殊詐欺の手口について
 - (3) 「国際電話不取扱」等の被害防止対策について
 - 4 巡回連絡及び防犯パトロール等の推進状況
 - (1) 実態把握の強化のための取組について
 - ア 独自作成のパンフレットを活用した巡回連絡カード作成依頼
 - イ 新築マンションにおける出張ブースの設置
 - ウ 新聞折り込みチラシを活用した広報
 - (2) 町会と連携した防犯パトロール等の活動について

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
警視庁の採用試験の現況と当署が進める採用活動について
 - (1) 警視庁の採用試験の現況と各種施策
 - ア 「名探偵コナン」を起用したパンフレットの配布
 - イ 警視庁採用センターのSNS活用
 - (2) 当署が進める採用活動状況
 - ア FM放送、新聞折り込みチラシ及び路線バス車内のポスター掲示等
 - イ イベント会場及び学校における広報活動の実施
 - ウ 署内に設置したブースにおける採用広報DVDの放映
 - エ 警察署及び交番等を訪れる小学生に対する仕事の説明等
- 2 協議会からの意見要望等
 - (1) 広報媒体と手法について
 - ア 警察の資料は、全般的にお堅いイメージが強い。柔らかく、子どもにも分かりやすいものを作成するなど、警察官への憧れや夢を抱き続けることのできる長期的な取組が必要である。
 - イ チラシ、パンフレット、ポスター等にQRコードを活用することで、若い世代の目に止まりやすいと思う。
 - ウ いろんなイベントに行って初めて警察のブースに気付くことがあり、事前の周知が不足していると思う。警察署のホームページに掲載するなど、積極的に発信してもらいたい。
 - (2) 町会等と連携した採用広報活動
 - ア 各町会に対して広報依頼を行うなど、連携して採用活動に取り組むことが大切だと思う。
 - イ 幼稚園等に対してもイベントの連絡を行うことで、子どもが興味を持ち、その親が子どもを連れて参加するという流れを作り、幅広い世代に広報ができる。

[その他の意見要望等]

道路交通法改正による自転車の新ルールや取締りについて、資料等を用意して分かりやすく説明してもらいたい。

その他

令和7年度第2回協議会は、9月開催予定

令和06年度 第4回 葛飾警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年03月24日 午後03時00分～午後04時45分

開催場所	葛飾警察署 講堂	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 5名
------	----------	-----	---------------------

内容

会議に先立ち、交通課長、地域課長、生活安全課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 改正道路交通法等の一部施行に対する取組
 - (1) 自転車の新たな罰則
 - ア 自転車の運転中に携帯電話で通話する行為と画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となった。
 - イ 自転車の酒気帯び運転と幫助行為（酒類の提供や同乗、自転車の提供）に対して、新たに罰則が整備された。
 - (2) 罰則強化に関する継続した啓発活動
 - ア 自転車の違反の厳罰化を積極的に広報する。
 - イ チラシを活用した広報啓発活動
 - ウ 町会と協力した飲食店に対する広報啓発活動
 - エ 企業や児童等に対する交通安全教室の実施
 - (3) 交通死亡事故概要（3月1日発生）
 - ア 事故概要
 - イ 特別対策の実施
 - (4) 「取締り活動ガイドライン」の見直し
- 2 闇バイト（犯罪実行者募集情報）の問題について
 - (1) 「闇バイト」の応募者が加担させられる犯罪（役割、該当する罪名等）
 - (2) 犯罪に加担させないための広報啓発活動
 - ア イベント、キャンペーンなどを通じて加担防止の呼びかけを実施
 - イ 学校等における「闇バイト」加担防止講話の実施
 - ウ 応募してしまった者を保護する取組の紹介
 - (3) 闇バイトに関する相談事例

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 春の全国交通安全運動の実施について
 - ア 事前の取組
 - (ア) 子供や歩行者が交通ルールの遵守を徹底できるよう啓発活動に努める
 - (イ) 事前会議を開催し各警察協力団体、各町会等に協力依頼の呼び掛け
 - (ウ) 交通安全講習会の開催
 - (エ) 防災イベントとタイアップした交通安全教育の実施
 - イ 期間中の取組
 - (ア) 初日に出動式、自転車事故防止キャンペーンを交通少年団と実施
 - (イ) トラック協会・町会との協働による一斉街頭配置・指導の実施
 - (ウ) 自動車教習所における二輪車・自転車実技教室を予定
 - ウ 交通人身事故発生状況
 - (ア) 令和6年の発生件数は396件で前年より-62件と大幅に減少
 - (イ) 本年2月から人身事故の発生件数が増加傾向
 - (2) 地域警察活動
 - ア 巡回連絡について
 - (ア) 毎年5月を実態把握強化月間として巡回連絡を重点的に推進
 - (イ) 署独自のパンフレットを作成して地域住民に配布するとともに自動車教習所や路線バス車内に掲示依頼をした。
 - (ウ) 新築マンションのエントランス、葛飾区総合スポーツセンターに特設ブースをそれぞれ設置して巡回連絡カードの記載を依頼した。
 - (エ) 新聞折り込みチラシを活用した協力依頼（14か所の専売所に依頼）
 - イ 身近な犯罪の抑止について
 - 自転車盗難被害の発生状況

ウ 地域課員の取組

(ア)職務質問

職務質問の強化月間(4月と10月)を設定して、積極的な職務質問による
検挙対策をしている。

(イ)被害の抑止対策

自転車の施錠や防犯タグの取り付けによる抑止対策

2 警察署協議会からの意見要望等

- (1)狭い道路を多数の大型トラックが通行する場所や多数の違法駐車車両が停まっている場所があるため、対策を講じてほしい。
- (2)高齢者にとって警察官が巡回連絡に来てもらえると安心感が得られて、交番にも行こうという気持ちになる。今後も積極的に巡回連絡を実施してほしい。
- (3)民泊施設が増加しており、外国人の利用も増えているように感じるが、警察ではどの程度実態把握をしているのか教えてほしい。
- (4)町会で行っているパトロールに制服の警察官が参加すると住民も心強く感じるので今後も続けてほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他

令和7年度第1回会議は6月開催予定

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第3回 葛飾警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年12月23日 午後03時00分～午後05時00分

開催場所 葛飾警察署 講堂
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 5名

内容

会議に先立ち、刑事組織犯罪対策課長、交通課長、生活安全課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 令和6年TOKYO交通安全キャンペーン
 - (1) 期間中の交通人身事故発生件数
昨年12件から本年は6件と半減
 - (2) 具体的な取組
 - ア 高齢者をはじめとする歩行者の安全確保
 - (ア) 本田広小路交差点での歩行者事故防止対策
 - ・ 歩行者に対する交通安全チラシの配布
 - ・ 高齢者の履く靴のかかとに反射材を貼付
 - (イ) 保育園での交通安全指導
 - 安全な道路の横断方法について指導
 - イ 二輪車ストップによる交通事故防止
ドライバーの速度超過への注意を喚起し、ヘルメットの正しい着用法を教示
 - ウ 飲酒運転の根絶
 - (ア) 飲食店等に対する働き掛け
運転者への酒類提供禁止、ハンドルキーパー運動への協力を依頼
 - (イ) 飲酒検問の実施
見せる取締りによる飲酒運転の抑止
 - エ 自転車等利用時の交通ルール遵守の徹底
改正道路交通法の施行に伴う自転車の酒気帯び運転、ながらスマホの罰則強化についてチラシを配布して広報
 - オ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
警察車両の赤色灯を点灯して走行し、ドライバーや歩行者の注意を喚起
- 2 初動捜査班の活躍と検挙対策
 - (1) 本年の犯罪検挙状況(11月末まで)
 - ア 侵入盗を除いた各犯罪の検挙件数が昨年比で増加
 - イ 余罪の数により件数が減少した侵入盗も、検挙人員は増加
 - (2) 初動捜査班の活動
被害認知後の迅速・的確な防犯カメラ捜査による検挙

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 改正道路交通法等の一部施行に伴う取組
 - ア 改正道路交通法等の一部施行
 - (ア) 運転中ながらスマホ
自転車に乗りながら通話する行為や、画面を注視する行為の罰則が強化
 - (イ) 酒気帯び運転
自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備
 - イ 交通人身事故の発生状況(1月～11月)
 - (ア) 昨年と比較して大幅に減少
 - (イ) 昨年の発生は12月が最多、飲酒事故は冬に増加傾向で、本年も要注意
 - ウ 広報啓発活動
 - (ア) 自転車の交通ルールを新聞折り込み、交通指導警告等により周知
 - (イ) 酒類提供店に対する情報発信の協力依頼、各種交通安全教室の開催
 - エ 交通指導取締り
 - (ア) 自転車に対する指導取締りの強化
 - (イ) ボランティアと連携した自転車事故防止対策
 - (2) 犯罪実行者募集情報(いわゆる「闇バイト」)問題
 - ア 「闇バイト」について

- (ア) 本年8月以降、一連の闇バイトによる強盗事件が発生
- (イ) 主にSNS上で「高額収入」、「即日入金」等の文言で犯罪の実行者を募集
- (ウ) 闇バイトに手を染め「捨て駒」として犯罪を続けてしまった人たちの末路
- イ 「匿名・流動型犯罪グループ」(いわゆる「トクリュウ」)について
- (ア) 端的に表現すると「中核的人物の匿名化と犯罪実行者の流動化」
- (イ) 秘匿性の高い通信手段を使用して実行役に指示するなど、各種犯罪によって得た収益を吸い上げる中核部分は匿名化
- (ウ) 犯罪の実行者はSNS、求人サイト等でその都度募集し、検挙されても新たな者を募集するなど流動化
- ウ 「闇バイト」対策
- (ア) 「闇バイト」に手を出させない。
- (イ) 「闇バイト」に手を出したとしても安全に離脱させる。
- (ウ) 学校における防犯講話や各種キャンペーンによる広報啓発
- エ 一度でも「闇バイト」に足を踏み入れてしまった人のために
- (ア) 勇気を出して警察に相談
- (イ) 「闇バイト」から離脱したい人たちの安全を守る保護対策
- 2 警察署協議会からの意見要望等
- (1) 改正道路交通法等の一部施行に伴う取組について
- ア 改正点等について、どのように広報啓発していくのか。
- 【回答】 ・ 区や学校と連携した交通安全教育の推進
- ・ ポスター掲示やチラシ配布による法律(改正点)の可視化
- イ 新聞を購読していない家庭が多いが、折り込み以外に周知方法はあるのか。
- 【回答】 駐輪場でのポスター掲示等、協力を求めて積極的に広報啓発していく。
- ウ 運転者に酒類を提供させないため、どのように飲食店へ働き掛けるのか。
- 【回答】 飲食店に対する厳罰化の啓発活動を継続していく。
- (2) 闇バイト問題について
- ア 学校に動画を紹介し、ポスターを配布するなど教材として活用してはどうか。
- 【回答】 当署スクールサポーターによる、学校での防犯講話やセーフティー教室等の広報啓発活動を、今後も継続していきたい。
- イ 保護対策で警察に相談した場合、どんな救済が受けられるのか教えてほしい。
- 【回答】 相談者の危険度に応じて、パトロール強化等の対策を実施する。
- ウ 高齢者はタンス預金で現金を手元に置く人が多いので、狙われる危険性が高いのではないか。
- 【回答】 タンス預金の危険性を説明し、自宅に高額現金を置かないよう粘り強く促していく。

[その他の意見要望等]

なし

その他	令和6年度第4回会議は、令和7年3月開催予定
-----	------------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第2回 葛飾警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年10月18日 午後03時00分～午後05時15分

開催場所 葛飾警察署 講堂
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 5名

内 容

会議に先立ち、刑事組織犯罪対策課長、交通課長、生活安全課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 前回会議での要望に対する取組
 - 区役所に対する車道と歩道間の縁石を低くする旨の申入れ結果
 - (1) 既存の段差改修は困難だが、バリアフリーの観点から検討の余地あり
 - (2) 新規に都市計画道路を整備する場合、原則として段差は少なくなる方向
- 2 特殊詐欺等の発生と対策
 - (1) 被害発生状況
 - ア 都内の概況
 - イ 管内の概況
 - (2) SNSを利用した新たな詐欺の手口
 - ア SNS型投資詐欺
暗号資産や株に投資すれば利益が得られると申し向けて金品をだまし取る。
 - イ SNS型ロマンス詐欺
恋愛感情等を抱かせながら投資・交際名目で金品をだまし取る。
 - (3) 被害防止対策
 - ア コンビニエンスストアへの協力依頼
 - (ア) 高額な電子マネー購入者に対する声掛け
 - (イ) 携帯電話で通話しながらATMを操作する客への声掛け
 - (ウ) 利用客、通行人等から詐欺被害の訴えを受けた場合の対応
 - イ 金融機関への協力依頼
 - (ア) 高齢者に対する声掛け
 - (イ) 高額な現金引き出し、振込み依頼を受けた際の通報（ホットライン通報）
 - (ウ) 上記ア（ウ）と同じ

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 交通事故防止対策
 - ア 令和6年TOKYO交通安全キャンペーンの推進について
 - (ア) 人身事故発生件数（1月～9月）
昨年と比較して減少傾向
 - (イ) 月別・時間帯別の発生状況
 - ・ 昨年は12月の発生が最多、年末に向けて増加傾向
 - ・ 通勤通学時間帯に事故が多発
 - イ 自転車の安全対策
 - (ア) 自転車の正しい運転方法
原則として車道の左側を通行。歩道通行は例外、歩行者を優先
 - (イ) 道路交通法の一部改正（11月1日から自転車の罰則強化）
飲酒運転、運転中の携帯電話等使用等の禁止
 - (ウ) 広報啓発活動
 - ・ 電動自転車の安全教室
 - ・ ヘルメット着用の呼び掛け、自転車交通ルールの周知
 - ウ 「令和6年TOKYO交通安全キャンペーン」
年末に向けた取組の強化（12月1日から7日までの間）
 - (ア) 二輪車ドライバー対策
速度超過に対する注意喚起と正しいヘルメット着用の教示
 - (イ) 飲酒事故根絶に向けた広報啓発活動
 - (ウ) 街頭活動による交通指導取締り
 - (2) 初動捜査班の活躍
 - ア 初動捜査班とは
 - (ア) 検挙対策プロジェクトチームとして編成

- (イ) あらゆる犯罪の検挙対策を強力に推進
- イ 初動捜査班の任務
 - (ア) 犯罪の認知と同時に防犯カメラ画像等を収集
 - (イ) 防犯カメラ画像等を解析して犯人を早期に割出し
- ウ 防犯カメラの設置状況
 - (ア) 街頭防犯カメラ約900台(当庁最多)
 - (イ) 一般設置カメラ約2150台(一般家庭、銀行、郵便局等が設置)
 - (ウ) 管内住民の自家用車、バス、タクシーのドライブレコーダー
- エ 成果(主な検挙例)
 - 凶悪犯人、特殊詐欺犯人等の検挙
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 道路交通法改正に伴う自転車違反取締りについて
 - ア どのように自転車に対する指導取締りを実施していくのか。
 - 【回答】飲酒運転、ながらスマホ運転等の事故に直結する悪質な違反を取り締まることによって、交通事故を減らしていく。
 - イ 幅広い年齢層で増加する「ながらスマホ」にどのような対策を講じるのか。
 - 【回答】街頭配置や各種キャンペーンのほか、学校や企業・団体での交通安全教室等を継続し、危険性と罰則を周知していく。
 - ウ 自転車を取り締まる際の身分確認は、どのような方法で実施するのか。
 - 【回答】運転免許証のほか、マイナンバーカード、保険証、学生証等で、誤りなく身分確認を実施している。
 - (2) 犯罪抑止について
 - ア 一般世帯が防犯カメラ設置するための補助金制度等はあるのか。
 - 【回答】葛飾区では今年から、設置費用全体の半額(個人宅は最大4万円、集合住宅は最大50万円まで)を補助する制度が始まっている。
 - イ 町会の夜間パトロールに同行する制服警察官を増員してほしい。
 - 【回答】地域課員を中心に積極的に参加していきたい。
 - ウ 管内に居住する外国人が集まる場所や居住実態を把握しているか。
 - 【回答】110番通報や各種相談等をもとに把握している。

[その他の意見要望等]

なし

その他

- 1 会議前に、警備課から警視庁における災害対策の取組を紹介した。
- 2 会議前に、選挙に関する留意事項について確認した。
- 3 令和6年度第3回警察署協議会は12月に開催予定

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第1回 葛飾警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年06月21日 午後03時00分～午後05時30分

開催場所 葛飾警察署 講堂
出席者 協議会委員 8名
署長ほか 4名

内 容

会議に先立ち、交通課長、生活安全課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 交通事故防止対策
 - (1) 交通人身事故発生状況(1月～5月の手集計)
 - ア 交通事故発生件数
 - (ア) 管内人身事故件数
144件(昨年比-44件)
 - (イ) 高齢者関与事故
56件(昨年比-21件)
 - (ウ) 自転車関与事故
91件(昨年比-24件)
 - イ 当署における事故の特徴
自転車関与率が63.2%と、都内平均44.7%に比べて高い。
 - (2) 令和6年春の全国交通安全運動の実施状況
 - ア 安全運動出動式
1日警察署長を迎えて自転車事故防止をアピール
 - イ 各種イベント・キャンペーン
 - (ア) 「横断SAFETY ACTION」キャンペーン
 - (イ) 「交通事故死ゼロを目指す日」キャンペーン
 - (ウ) 関係機関・団体等との協働
 - ・ 自動車教習所との合同キャンペーン
 - ・ 交通少年団による事故防止キャンペーン
- 2 管内の児童虐待の概況
 - (1) 児童虐待の定義
 - ア 身体的虐待
 - イ 性的虐待
 - ウ 怠慢又は拒否(ネグレクト)
 - エ 心理的虐待
 - (2) 児童虐待の現状
 - ア 管内の件数
 - イ 行為別の内訳
 - (3) 葛飾区児童相談所との連携
 - ア 広報啓発活動
児童虐待防止キャンペーン等
 - イ 合同訓練の実施
児童虐待事案を想定した対応訓練

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 交通安全対策
 - ア 高齢者の自転車事故防止
 - (ア) 自転車に関与する事故
 - ・ 自転車利用者のうち高齢者の割合は33%(昨年比-7%)
 - ・ 高齢者の人身事故については53.5%が自転車利用時の発生
 - (イ) 高齢者の自転車事故の類型
 - ・ 単独事故が52%で、原因の多くは操作ミス
 - ・ 次いで、出会い頭23%、右左折時10%
 - (ウ) 高齢者に対する交通ルールの周知とヘルメット着用の促進
 - ・ 交通ルールを知ってもらうことで交通違反に伴う事故の発生を防止
 - ・ 高齢者がよく利用する施設での交通安全教室
 - ・ 街頭キャンペーン等での自転車交通ルールのチラシ配布、反射材の貼付
 - ・ 自転車用ヘルメット展示による着用意識の向上

- イ 幅広い対象への安全教育・情報発信
 - (ア) 新入学児童の歩行訓練
 - (イ) 小学生の自転車実技教室
 - (ウ) 高校生による交通事故の防止対策
 - (エ) 外国人に対する自転車交通安全教室
 - (オ) 企業向け交通安全講話
- (2) 特殊詐欺被害防止対策
 - ア 特殊詐欺被害の概況
被害件数は減少しているが、被害金額は増加傾向
 - イ 未然防止事例
金融機関職員やコンビニ店員による声掛けにより還付金詐欺を未然に防止
 - ウ 携帯電話を使った詐欺への対策
非通知拒否設定や不審電話対策サービス等の積極的利用を広報啓発
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 高齢者の自転車利用について
 - ア 車道と歩道間の縁石が高く、自転車が転倒するおそれがあるので、縁石を低くしてほしい。
【回答】道路管理者に対して要望を申し入れる。
 - イ 自転車の前カゴに重い荷物を積んで運転すると転倒のおそれがあるので、注意喚起してほしい。
【回答】今後見掛けの際には注意喚起していく。
 - ウ 電動自転車は出力が強く、高齢者が操作を誤って事故に至ることが懸念されるので、電動自転車の安全教室を開いてはどうか。
【回答】安全教育の内容に取り入れることを検討する。
 - (2) 特殊詐欺対策について
 - ア どのように高齢者に特殊詐欺被害防止を周知していくのか。
【回答】イベント等で呼び掛けやチラシ配布を繰り返し、高齢者宅への戸別訪問や巡回連絡の際に、その場で了解を得て無料の自動通話録音機、国際電話通話拒否機能、ナンバーディスプレイ機能等を設定すること等を継続していく。
 - イ コンビニ店員による高齢者への声掛けについて、どのように推進するのか。
【回答】各舗ごとに担当者を指定して、詐欺被害が疑われる人への積極的な声掛けや通報を要請している。

[その他の意見要望等]

なし

その他	1 会議前に、選挙に関する留意事項について確認した。 2 令和6年度第2回警察署協議会は9月開催予定
-----	---

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。